

相続の放棄・遺留分の放棄 宅建 S63-08-4 <#651>

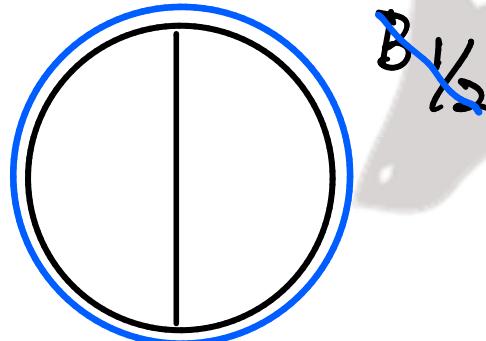
【問】 正誤をつけよ。

相続の開始前においては、**遺留分の放棄**はできる場合があるが、**相続の放棄**は常にできない。



仮定相続分

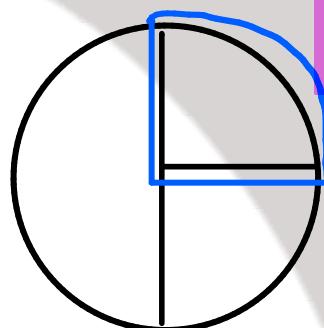
A
~~1/2~~



B
~~1/2~~

遺留分

A 1/4



B
~~1/4~~

【答え】 正しい

《ポイント1》 遺留分の放棄 【★基礎必須】

- 1 相続の開始前における**遺留分の放棄**は、**家庭裁判所の許可**を受けたときに限り、その効力を生ずる。
- 2 共同相続人の一人のした**遺留分の放棄**は、他の各共同相続人の**遺留分に影響を及ぼさない**。（民法 1049 条）

《ポイント2》 相続の承認又は放棄をすべき期間 【★基礎必須】

- 1 相続人は、自己のために**相続の開始があったことを知った時から3か月以内**に、相続について、**単純若しくは限定の承認又は放棄をしなければならない**。（**考慮期間・熟慮期間**）（民法 915 条 1 項本文）

⇒ **相続放棄**は、この**考慮期間・熟慮期間**においてしなければならず、**相続開始前にすることはできない**